

(案)

農村地域への産業の導入に関する基本計画

令和 年 (年) 月

山 口 県

農村地域への産業の導入に関する基本計画

農村地域への産業の導入に関する国の基本方針が変更されたことに伴い、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和46年法律第112号）第4条第1項の規定に基づき、農村地域への工業等の導入に関する基本計画を次のように変更する。

令和 年 月 日
山口県知事 村岡 嗣政

目 次

	頁
前 文	1
1 農村地域への産業の導入の目標	3
2 農村地域に導入される産業への農業従事者の就業の目標	6
3 農村地域への産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標	7
4 農村地域への産業の導入に伴う施設用地と農用地等との利用の調整に関する方針	8
5 農村地域に導入される産業の用に供する施設の整備に関する事項	10
6 労働力の需給の調整及び農業従事者の農村地域に導入される産業への就業の円滑化に関する事項	11
7 農村地域への産業の導入と相まって農業構造の改善を促進するために必要な農業生産の基盤の整備及び開発その他の事業に関する事項	12
8 その他必要な事項	13

前 文

本県における農村地域への産業の導入については、農村地域工業等導入促進法（昭和46年法律第112号）第4条第1項に基づき、「農村地域への工業等の導入に関する基本計画」を策定し、工業等（工業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業及び卸売業をいう。以下同じ。）の導入を計画的に促進してきた結果、実施計画が策定された農村地域で工業等の導入が行われ、農業と工業等との均衡のある発展と雇用構造の高度化に貢献してきた。

しかしながら、本県の人口は、昭和60年（1985年）の約160万人から減少し続けており、令和5年（2023年）8月には予測より早いペースで130万人を割り込むなど、人口減少は深刻度が増している。

本県は、条件不利地域である中山間地域が県土の約7割を占め、高齢化と人口減少の進行が早く、地域や産業の担い手不足や地域コミュニティ機能の低下により、集落機能の維持に支障を来す地域もあるなど厳しい状況にあるが、中山間地域の大部分を占める農村地域は、森林や水田の保水機能による「県土の保全」や「水源のかん養」、さらには森林による大気浄化や地球温暖化防止等の「環境の保全」など、多面的で公益的な機能を有しており、農林業が重要な産業として大きな役割を果たしている。

こうした中、本県の農業は、担い手対策、需要拡大対策、生産対策及び基盤整備対策などの諸施策を講じており、農業経営体の法人化が進むなど、経営の効率化は進展してきているものの、依然として経営体質は脆弱であり、他産業と比較した場合、その格差は解消されていない。

このため、農村地域において、生産性と持続性を両立した強い農林業等の育成を目指して、新たに「やまぐち農林水産業振興計画（令和5年（2023年）3月）」を策定し、担い手の減少・高齢化をはじめ、気候変動や国際情勢の変化に伴う生産リスクなど、様々な課題に対応するため、農業法人間の連携強化による経営基盤強化や、企業等の新規参入の促進、デジタル技術を活用した生産性向上を図る技術の開発・導入、環境負荷低減技術の導入、6次産業化・農商工連携による農林産物の高付加価値化、生産や地域を支える基盤整備、鳥獣被害防止対策の強化などに取り組んでいるところであり、農村における雇用の創出や農地保全等を図ることにより、農業振興と農村振興を一体的に推進することとしている。

一方、本県の産業全体では、県内総生産に占める「第2次産業」の割合が高く、工業製品出荷額等において、その約7割を基礎素材型産業が占めており、特に最先端のものづくり技術を誇る企業やその製造拠点が多数集積している。

今後、気候変動問題やデジタル技術の急速な進歩などによる社会変革が加速する中、県内企業の持続的な成長・発展のため、脱炭素化やデジタル化の流れを成長の機会と

捉え、産業集積を活かしたイノベーション創出やカーボンニュートラルの実現、DXへの取組などに対応していく必要がある。

本県の最近の雇用情勢をみると、持ち直しの動きが続く中、求人が求職を上回って推移しており、また、若年層を中心に、進学や就職による県外流出が一貫して続いていることなどから、県内企業の人材不足は深刻化していくことが懸念されている。このため、若者・女性・高齢者・障害者等、多様な人材が活躍できるよう、魅力ある雇用の場を創出し、若者などの県内への就職・定着を促進していくことが重要な課題となっている。

こうした中、農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律（平成29年法律第48号。以下、「一部改正法」という。）が制定され、法の名称が農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（以下、「農村産業法」という。）に改められるとともに、農村地域への導入対象業種として定められていた工業等の業種が廃止されたことにより、農村地域に賦存する資源を活用する産業など、工業等以外の多様な産業についても立地・導入が可能となったことから、就業機会の一層の創出が期待される。

そこで、本県では、農村産業法に基づき国が定めた農村地域への産業の導入に関する基本方針に即して策定する基本計画により、引き続き、農村地域への計画的な産業の導入を促進し、安定した雇用機会の確保の拡大を図るとともに、これと相まって農業構造の改善を促進させるための措置を講ずることにより、農業と導入産業との均衡のとれた発展及び雇用構造の高度化を図るものとする。

なお、この計画の推進に当たっては、「やまぐち未来維新プラン」の方向に沿い、地域開発に関する諸制度との調和と連携を図りつつ、地域の内発的・主体的な地域開発の方向に即した産業の導入を行うものとする。

1 農村地域への産業の導入の目標

(1) 導入業種の選定の考え方

農村地域における土地利用に関する計画等による農村振興の方向に即し、地域社会との調和、公害の防止等の環境の保全、農村地域の景観との調和及び農業をはじめとする地域産業との協調に留意しつつ、農村地域に成長性と安定性のある産業の導入を図る。

導入すべき産業の業種（以下、「導入業種」という。）については、以下の考え方に即して、市町が定める実施計画において具体的に記載することとする。

ア 安定した就業機会が確保され、農業と導入産業との均衡ある発展が図られること

産業の立地・導入により、安定的な就業機会及び雇用の質が確保されること。例えば、産業導入地区に常用雇用者が常駐しない事業や、就業機会が創出されるとしても雇用創出効果に比して広大な施設用地を要する形態の事業等は選定しない。

イ 地域の実情を踏まえ、地域社会との調和が図られるよう配慮すること

地域の就業構造、ニーズ等を踏まえ、産業の導入により地域社会との間に軋轢が生じることがないように配慮することが必要であり、地域への社会貢献等を通じて地域社会との調和が図られる業種の導入が望ましい。

ウ 公害のおそれがない業種を選定するなど、環境保全に配慮すること

導入業種については、周辺地域における他の産業や住民の多くが施設立地による事業環境又は生活環境への影響について懸念を抱くと考えられるか否かに関わらず、周辺地域の環境に対して現実に影響が及ぶ可能性の有無等を踏まえて判断する。

判断に当たっては、導入業種が、地域の都市計画の方針に適合するものであることを確認するとともに、地域の産業の特性上、やむを得ず広域的に大規模な集客性のある施設を導入する必要があるときには、その立地により周辺の環境や土地利用、広域的な交通流態等に重大な影響を及ぼすこととならないよう特に留意する。

エ 地域資源を活用した産業について、積極的な導入が促進されるよう配慮すること

地域の農業と導入産業が相互に補完し合い、そのいずれもが発展するような、地域に賦存する資源を活用する地域内発型産業や農村地域での立地ニーズのあ

る産業の導入を促進する。

例えば、ICT 関連産業、医療・福祉サービス、食料品製造業、農産物加工施設、地域農産物等を提供する農産物販売所、農家レストラン、農泊施設、ワイナリー、農業支援サービス等は、特に望ましい。また、木質バイオマス発電をはじめとした地域資源バイオマスを活用した産業も、これに含まれる。

オ 導入の対象となる「産業」には農業用施設において営まれる農業も含まれるため、その導入を目的とする場合には農業を業種として選定することも認められること

産業が立地するときは、施設を整備することが想定されていることから、農業用施設において営まれる農業は、導入業種の対象とすることができる。

(2) 産業導入地区の区域の設定及び見直しの考え方

本計画において産業導入地区の対象とする区域は、農村産業法第2条に規定する農村地域とし、地域の農業者の安定した就業機会を確保し、産業の立地・導入に伴う土地利用調整により、担い手への地域の農地の集積・集約化等を図る。

なお、産業導入地区の区域については、市町が実施計画において地番単位で設定することとし、区域の設定及び見直しについては、次に掲げる方針に基づいて設定すること。

ア 各種土地利用計画との調整を行うこと

産業の立地については、国土利用計画、山口県土地利用基本計画、都市計画、農業振興地域整備計画等の各種の土地利用計画と整合を図り、あらかじめ、都市計画担当部局、農業振興地域制度担当部局等と十分調整を行い、その内容を実施計画に反映させるものとする。

イ 過去に造成された工業団地等の活用を優先すること

市町は、実施計画の策定に当たり、過去に造成された工業団地及び再生利用が困難な荒廃農地を含め活用されていない土地が存在する場合には、その活用を優先する。

また、こうした土地について把握を行うとともに、把握した情報を体系化し、事業者適切に開示することが望ましい。

ウ 立地ニーズや事業の見通しを踏まえること

産業導入地区への立地を想定していた事業者が立地を取りやめたり、立地した事業者がその後すぐに撤退する等の事態が生じないように、具体的な立地ニーズや事業実現の見通しを踏まえて区域を設定する。

エ その他

今後における農村地域への産業の導入は、地域環境の保全に留意しつつ、適正に推進する必要がある。自然公園地域、鳥獣保護区、緑地環境保全地域及びそれらの地域の周辺で当該地域に影響を及ぼすおそれ大きい地域については、産業導入地区の設定を避けるものとする。

また、産業導入予定地区やその周辺における野生動植物の生息・生育状況を把握し、貴重な動植物の保護に努めることとする。

(3) 配慮事項

ア 導入企業と地域産業との交流の促進

既存企業を含めた地域産業の振興を図る観点から、導入企業と既存企業との交流を促進する。この場合において、既存企業の技術力、製品開発力、販売力等の向上や環境の保全に留意し、バイオマスを活用した再生可能エネルギーの開発利用、地域住民・企業等自らによる起業化又は新分野進出への支援、産業導入地区の就業環境及び生活環境の改善、企業相互又は企業と試験研究機関等の公的機関との連携関係の構築を通じた人、物、技術等の広域的かつ濃密な交流の促進等を図り、地域の特色を生かした産業の導入に努める。

また、導入企業は、快適な職場環境及び生活環境の確保、周辺地域の環境との調和、緑地等の施設の地域への開放を行うなど、従業員又は地域住民からの要請にも応えるよう配慮する。

イ 地域の雇用動向を踏まえた企業導入

労働力需給等の地域における雇用の動向を踏まえた計画的な企業導入に努めるとともに、導入産業における労働力の確保に当たっては、在宅通勤圏の広域化等を踏まえ、公共職業安定所や関係市町の連携の下に、地域の労働力需給が量的にも質的にも整合性のとれたものとなるよう努める。

この場合において、高年齢者の雇用・就業機会の確保、女性の職業能力発揮のための条件整備、若年者等の地元就職の促進に配慮する。

2 農村地域に導入される産業への農業従事者の就業の目標

農村地域への産業の導入に伴い増加する労働力需要に対しては、地域を支える農業の担い手の確保・育成及び集落営農の推進に十分配慮しつつ、導入産業の特質に応じ、農業以外の産業に就業を希望する農業従事者（その家族を含む。以下同じ。）からの労働力を重点的に充てることにより、これらの者の安定した就業機会の確保を図る。

この場合において、市町は、地域社会の年齢構成、男女比率、労働力需給の状況等を勘案しつつ、農業従事者の就業の意向を把握し、農業以外の産業に就業を希望する中高年齢者の就業の円滑化、日雇・出稼ぎ等の不安定就業者の地元における安定就業の促進並びに新規学卒者及びU J I ターン等の移住希望者をはじめとする若年層の定着化を図る。

また、労働条件面等で若年層に魅力ある雇用機会づくりに配慮するとともに、適正な労働条件の確保、労使関係の安定促進及び労働者の安全と健康が確保される職場環境の整備並びに田園回帰の動きに対応した人材の地方環流の円滑化に努める。

3 農村地域への産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標

農村地域及びその周辺の地域における自然的、経済的、社会的諸条件、需要の動向及び地域の特性に対応した農業生産の方向を考慮し、食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日閣議決定）や農林水産業・地域の活力創造プラン（平成25年12月農林水産業・地域の活力創造本部決定、令和4年6月改訂）で示された政策の方向、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」及び「やまぐち農林水産業振興計画」に基づき、農業構造の改善を図るよう努める。

この場合において、農村地域への産業の導入により農業従事者、特に不安定な就業状態にある農業従事者の地元における安定就業を促進するとともに、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第13条第1項に規定する認定農業者等の地域の中核的な農業経営者たる担い手への農用地の面的なまとまりのある形での利用の集積及び農業経営の法人化を図ることにより、国際化に対応し得る生産性の高い農業の確立に努める。

また、農業を支援する機能を有する産業と地域の農業が相互に補完しあい、農産物の高付加価値化等により農業の振興を図ることにも配慮する。

農業の構造改革の喫緊性が一層高まる中、農地の集積・集約化が図られるよう、農業経営基盤強化促進法第6条第1項の規定に基づき市町が策定する基本構想の内容や、同法第19条第1項に規定する地域計画（以下「地域計画」という。）の内容等に留意することが必要である。

さらに、農業従事者の他産業への就業動向に即しつつ、農業生産基盤の計画的整備を重点的かつ効果的に推進するとともに農村地域における定住条件の整備を一体的に推進することにより、活力と潤いのある農村社会の建設を進める。

4 農村地域への産業の導入に伴う施設用地と農用地等との利用の調整に関する方針

農村地域への産業の導入は、合理的な土地利用を図ることを旨として、今後とも農用地等としての土地利用を図ることが適当である優良農地等の保全及び周辺農地への影響を考慮しつつ、適正かつ円滑に行われなければならない。

そのため、産業導入地区の設定等については、本基本計画の1(2)によるものとするが、やむを得ず産業導入地区に農用地等が含まれる場合においては、地域の実情を踏まえつつ次の調整方針に基づき、施設用地と農用地等との利用の調整を行う。

(1) 農用地区域外での開発を優先すること

市町の区域内に都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく市街化区域又は用途地域が存在する場合には、これらの地域内の土地を優先的に産業導入地区の区域として設定するなど、農用地区域外での開発を優先すること。

(2) 周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること

農用地において導入産業の用に供する施設を整備することにより、土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じる事態が起きないように、以下の点について十分に調整を図ること。

- ・ 集团的なまとまりをもつ農用地の中央部に他の用途に用いられる土地が介在し、高性能農業機械による営農への支障が生じることがないようにすること。
- ・ 小規模の開発行為がまとまりなく行われ、農業生産基盤整備事業の実施や、農地中間管理事業等の農地流動化施策の推進への支障が生じることがないようにすること。
- ・ 地域計画の区域内に他の用途の土地が介在することとなり、当該地域計画に定められた農作物の生産振興や産地形成、当該地域計画に定められた効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積及び農用地の集団化に関する目標等の地域計画の達成に支障が生じることがないようにすること。

(3) 面積規模が最小限であること

産業導入地区の区域として設定する面積が、事業者の立地ニーズを踏まえ、導入産業の用に供するために必要最小限の面積であること。

(4) 面的整備（区画整理、農用地の造成、埋立て又は干拓）を実施した農用地を含めないこと

土地改良事業等で、区画整理、農用地の造成、埋立て又は干拓に該当するものを実施した農用地について、当該事業の工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過していないものは、産業導入地区の区域に含めないこと。

(5) 農地中間管理機構関連農地整備事業の取組に支障が生じないようにすること

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により行う土地改良事業（以下「農地中間管理機構関連農地整備事業」という。）として農業者の費用負担を求めずに事業を実施した農用地について、農地中間管理権の存続期間中は産業導入地区の区域に含めないこと。

また、農地中間管理機構関連農地整備事業を行う予定のあることが公にされている農用地についても産業導入地区の区域に含めないこと。

さらに、農地中間管理権の存続期間が満了した農用地についても、上記(1)から(3)までの考え方にに基づき、やむを得ない場合でなければ産業導入地区の区域に含めないこと。

なお、農地中間管理機構関連農地整備事業を行う予定のあることが公にされている農用地には、農地中間管理機構関連農地整備事業に係る土地改良事業計画について、県知事により工事着手の前に公告・縦覧が行われた農用地が含まれる。また、当該公告・縦覧が行われる以前であっても、農地中間管理機構関連農地整備事業を行うことを前提に、現地調査や地権者への説明等の事前準備作業に着手し、農地中間管理機構関連農地整備事業を行う予定地として相当程度決定されている農用地も含まれる。優良農地の確保に係る政策との整合性を確保する観点から、こうした農用地を把握することができるよう、農業振興地域制度及び農地転用許可制度の担当部局及び機関と連携し、十分調整を行うこと。

5 農村地域に導入される産業の用に供する施設の整備に関する事項

農村地域への成長性と安定性のある産業の導入を促進するためには、事業者のニーズを的確に把握しながら産業基盤の整備や生活基盤をはじめとする定住条件の整備を促進することが肝要であることから、次の施策の実施に努める。

本制度に基づく税制、融資、予算等の支援措置や、業種横断的な設備投資に係る税制上の措置等の活用を図り、適切な産業施設の立地を図る。また、地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号）、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成 19 年法律第 48 号）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成 20 年法律第 38 号）、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成 22 年法律第 67 号）等に基づく施策との連携に努めるとともに、農村地域の持つ良好な環境を生かしつつ定住条件の整備を進め、これらを通じてゆとりと豊かさを実現できる産業・生活空間の形成に努める。

また、市町単位で整備することが困難なものについては、県、関係市町等の連携により、効率的に整備を進めるよう配慮する。

(1) 産業基盤の整備

地域社会との調和に配慮し、地域の特色を生かした産業が導入されるよう、導入産業の特性及びニーズを十分に把握の上、適切な立地条件を有する産業導入地区の計画的な設定を促進しつつ、産業基盤の整備を促進することが重要である。

こうした観点から、周辺地域を含む地域全体の産業の立地動向、市場への近接性、交通インフラの整備状況等を勘案の上、産業の立地・導入に必要な用地や道路等の整備を計画的に進めるとともに、関係機関・団体等の協力を得て、産業導入地区を含む農村地域及びその周辺の広域的な地域にわたる技術者の確保、関連企業との交流・連携等を進めるよう努める。

(2) 定住等及び地域間交流の条件の整備

産業の円滑な導入を図るとともに、定住等及び地域間交流の促進に資するため、農村地域における定住等及び農村の地域資源を活用した都市農山漁村交流等の地域間交流の条件の整備を計画的に進める。

この場合において、定住等及び地域間交流の条件の整備は、複数の市町からなる広域的な視点も考慮し、産業の導入が十分に行われておらず安定した就業機会が不足している地域に重点を置いて実施されるよう配慮する。また、地域社会のニーズを把握して、生産基盤と生活基盤との一体的な整備及び文化の振興に努める。

6 労働力の需給の調整及び農業従事者の農村地域に導入される産業への就業の円滑化に関する事項

導入産業に、農業従事者のほか、地域住民や地域への移住者等が円滑に就業することを促進するため、次の施策の実施に努める。

(1) 雇用情報の収集及び提供

導入企業の労働力需要と地域の労働力供給との円滑な結合を促進するため、地域の労働市場の動向、導入企業の労働条件、職業内容等の雇用に関する情報を収集し、企業、農業従事者等への提供に努める。

(2) 職業紹介等の充実

農業従事者のほか、地域住民や地域への移住者等がその希望及び能力に応じて導入産業に就業できるようにするため、在宅通勤圏の広域化に配慮して職業紹介機能の充実を図り、きめ細かい職業相談、職業指導及び職業紹介を実施するとともに、雇用の安定等に関し導入企業への指導援助に努める。

この場合において、地元農業従事者、特に中高年齢者が導入産業へ円滑に就業できるようにするため、職業転換給付金制度、地域雇用開発助成金制度等の積極的な活用に努める。

また、労働者の雇用の安定を図るため、雇用安定事業による助成等の雇用環境の整備に努めるとともに、労使関係の安定促進等に必要な措置を講ずる。

さらに、労働力需給の不適合の解消に資するよう、雇用管理の改善や求人・求職条件面での指導を実施するとともに、高年齢者の雇用・就業機会の確保、女性の職業能力発揮のための条件整備に努めるほか、若年者等の地元就職に資するよう相談・援助に努める。

(3) 職業能力開発等の推進

職業紹介との連携を密にしつつ、導入産業への中高年齢者等の円滑な就業を促進するため、職業転換給付金制度等の活用と相まって、既存の公共職業能力開発施設等を活用することにより、機動的な職業訓練と職場適応訓練の実施に努める。

この場合において、技術革新や情報化の進展に留意しつつ、地域や導入企業のニーズ等に応じた公共職業訓練の弾力的な実施及び県内産業の高付加価値化や新分野への事業展開を担う人材の育成に資する自己啓発等の能力開発に対する支援に努めるとともに、企業において雇い入れた農業従事者等の能力開発が継続的に行われるよう援助に努める。

7 農村地域への産業の導入と相まって農業構造の改善を促進するために必要な農業生産の基盤の整備及び開発その他の事業に関する事項

農村地域への産業の導入を契機として、農業構造の改善を図るため、「やまぐち農林水産業振興計画」に基づき、次により実施するものとする。

(1) 担い手の育成・確保

効率的かつ安定的な農業経営体が農業生産の相当部分を担う望ましい農業構造を実現するため、市町における地域計画の策定・見直しを通じて地域の話合いと合意形成を促しつつ、地域における担い手を明確化した上で、農地中間管理機構の活用等を通じ、担い手に対する農地の集積・集約化を進め、担い手を中心とした地域農業の早期確立を図る。

また、農地の流動化の推進に当たっては、導入された企業への雇用期間が長い者や役職等の要職に就いている者等の安定的な就業機会が確保されている者からの農地提供を促進するなど、重点的かつ効果的な実施に努める。

(2) 農業生産基盤及び農業施設の整備

効率的かつ安定的な農業経営の育成を図るため、その基礎的条件である農業生産基盤の計画的な整備を図る。特に、農地の集積・集約化に資する農地整備事業と農地中間管理機構との連携の更なる強化や農地の大区画化・排水改良等の基盤整備を一層推進するとともに、農業生産近代化施設及び農産物の流通加工施設の整備を推進する。

8 その他必要な事項

以上のほか、農村地域への産業の導入に当たっては、次の点に留意するものとする。

(1) 環境の保全等

実施計画の策定及びこれに基づく具体的な産業の導入に当たっては、環境基本法（平成5年法律第91号）、山口県環境基本条例等の環境保全関係諸法令を踏まえ、必要に応じて環境に与える影響を調査検討し、優れた自然の保全及び森林、農地、水辺地等における自然環境の維持・形成に努める。

公害の防止はもとより、省・創・蓄エネの組み合わせによる地域内でのエネルギー利用の最適化、健全な水循環機能の保全、適正なりサイクル・廃棄物処理等により、大気環境、水環境、土壌環境等への負荷をできる限り増加させないように努めるとともに、国の環境基本計画、山口県環境基本計画等の環境保全に関する計画との整合を図るなど、農村環境の保全に十分配慮する。

なお、産業の導入後においても、必要に応じて環境の監視、環境に与える影響についての調査検討の補完等を行い、環境保全の徹底を図る。

また、交通量の増加に伴う大気汚染、騒音、振動等について配慮するとともに、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るとともに、道路の交通に起因する障害の防止に配慮する。

(2) 農村地域の活力の維持増進への配慮

若年層の流出や高齢化の進行等により活力の低下がみられる地域については、地域社会の活力の維持増進にも配慮するとともに、人口流出の抑止や新規学卒者等の若年者の地元就職及びU J I ターン等の移住希望者の雇用機会の確保に資するよう、産業の導入や移住・定住の促進、職業紹介等を総合的に進める。

(3) 過疎地域等への配慮

過疎地域、山村地域等への産業の導入は、人口流出の抑止や地域経済の発展等、地域振興に果たす役割が大きいことから、山口県過疎地域持続的発展方針、山口県過疎地域持続的発展計画及び山口県山村振興基本方針等の地域振興に関する施策との連携を積極的に図り、その円滑な実施が図られるよう努める。

(4) 農業団体等の参画

実施計画の策定の段階から農業団体、商工団体等の関係団体の参画を図り、産業の導入及び農業構造の改善を促進するための措置等について、その円滑な実施が図られるよう努める。また、導入後も企業が円滑に定着できるように、これらの団体の参画により諸問題の解決が図られるよう配慮する。

(5) 関係部局間の十分な連携等

農村地域へ導入された企業と地域社会との相互理解を深め、活力ある地域社会の形成を図るため、県、市町、導入企業、農業団体、商工団体、試験研究機関、教育機関等の連絡調整体制の整備に努める。

また、本制度は産業導入促進、就業促進及び農業構造改善を一体として推進するものであることを踏まえ、県及び市町は、本制度の運用に当たっては、商工関係部局と農林関係部局を中心とした関係部局間の密接な連携が重要であることに留意して、施策の推進や情報の共有等に努める。

(6) 企業への情報提供等

県及び市町は、産業導入地区に関する情報、企業に対する支援措置等について、企業等に周知徹底を図るとともに、産業導入地区への産業の導入のあっせん活動を積極的かつ継続的に進める。また、立地後の企業についてもその定着化を図るために必要な指導その他の援助を行う。

これらを効果的に行うため、農村地域への産業の導入を円滑に推進するために農林水産省及び中国四国農政局に設置された「農村地域産業導入支援施策活用窓口」の活用を図るとともに、農村地域への産業の導入に関する情報の収集及び提供、地方公共団体と企業との間に立ったあっせん活動、立地企業の情報交換・交流促進等を行う一般財団法人日本立地センター、一般財団法人都市農山漁村交流活性化機構等の活用を努める。

その際、企業等が活用可能な施策については、関係府省横断的な施策や地方公共団体が独自に講じている企業立地・設備投資促進に係る施策が多岐にわたることから、上記の窓口や関係機関の活用・連携を図りながら、企業に対して適時適切に積極的な情報提供等を行うものとする。

(7) 遊休地解消に向けた取組

既存の産業導入地区内において、過去に造成された工業団地や再生利用が困難な荒廃農地等の活用されていない土地が存する場合には、当該土地の活用を図るものとする。

(8) 撤退時のルールについて

企業の急な撤退等により、長期にわたり産業導入地区内の土地が利用されなくなる事態等を避けるため、立地を想定していた企業がその立地を取りやめるような事態又は立地後すぐに撤退するような事態が生じないよう、市町は、実施計画策定の際に事業者の具体的な立地ニーズや事業実現の見通しに関して事業者との調整を了した上で産業導入地区の区域を設定すること又は8(9)によりフォローアップを行う体制を確保することのほか、以下に留意する。

- ・企業がやむを得ず撤退することとなった場合も跡地の迅速な有効活用が可能となるよう、企業から市町へ早期に報告することや、撤退時のルール（施設の撤去、費用負担に関する事項等）について実施計画に盛り込み、企業に同意を求める取組を行うよう努める。
- ・企業がやむを得ず撤退することとなった場合には、跡地の有効活用の方策について市町が検討した上で、必要に応じて実施計画の変更等を行う。なお、跡地を有効活用するための選択肢の一つとして、農地としての利活用を推進するこ

とも考えられる。

(9) 実施計画のフォローアップ体制の確保

本制度の運用については、その状況が適切にフォローアップされ、目標の達成をはじめ適切な制度運用の確保が図られることが必要である。

このため、市町は、産業導入地区、当該区域に係る土地利用の調整の状況、導入産業の業種及び規模、導入産業への農業従事者の就業の目標、産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標、産業導入地区内の遊休地の解消状況、企業撤退時のルールづくり等について、当該市町自らが定期的に確認するとともに、当該確認の結果を国及び県に共有するよう努める。

確認の結果、遊休地の発生をはじめ産業の導入の促進が適切に進展していない場合や、農業従事者の就業の目標、農業構造の改善に関する目標の達成が明らかに見込まれないと認められる場合などにおいては、市町は、その理由や今後の方策等について検討を行い、事業計画の変更、縮小及び廃止を含め制度運営の改善等を図る。この場合においても、当該検討結果等について、国及び県に共有するよう努める。

また、県及び市町は、一部改正法の施行前に既に定められた基本計画及び実施計画についても、フォローアップ体制を確保するよう努める。